

○内閣府令第 号
厚生労働省

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六条第一項の規定に基づき、労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令

労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年^{総理府}労働省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

名 出 給	名 出 給
別紙様式 (法第 6 条第 1 項) (日本産業規格 A 4) 資 産 査 定 等 報 告 書 [年 3 月 末 現 在] 年 月 日 内閣総理大臣 殿 厚生労働大臣 殿 住 所 金融機関名 代 表 者 年 3 月 31 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [表 略] (記載上の注意) [略] (備考) 労働金庫法 (昭和 28 年法律第 227 号) 第 94 条第 1 項において準用する銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号) 第 24 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。	別紙様式 (法第 6 条第 1 項) (日本産業規格 A 4) 資 産 査 定 等 報 告 書 [年 3 月 末 現 在] 年 月 日 内閣総理大臣 殿 厚生労働大臣 殿 住 所 金融機関名 代 表 者 年 3 月 31 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [同 左] (記載上の注意) [同 左] [加える。]

備考 様式の「」の記載は必須でない。

附 則

この命令は、公布の日の翌日から施行する。